No.	書類名	改訂前ページ	改訂後ページ	項目番号	項目名	改定前	改定後
1	資料1 要求水準書	17	17	第4章 5 (3) ②	経理・財務報告業務の要求水準	財務状況報告業務は、本施設の開業後から行うものとする。	財務状況報告業務は、設計業務の着手後から行うものとする。
2	資料1 要求水準書	32	32	第5章 5 (2)	屋外施設の要求水準 表12 駐車場（町整備）	・屋根付き優先駐車スペースの設置基準は『道路の移動等円滑化に関するガイドライン（国土交通省）』における「5章①障害者用駐車施設」の基準に準拠すること。設置台数は、国整備分を合わせた全駐車台数をもとに算定した設けるべき台数以上を整備することとし、うち2台は国整備分とすること。	・屋根付き優先駐車スペースの設置基準は『道路の移動等円滑化に関するガイドライン（国土交通省）』における「5章①障害者用駐車施設」の基準に準拠すること。設置台数は、国整備分を合わせた全駐車台数をもとに算定した設けるべき台数以上を整備することとし、うち3台は国整備分とすること。
3	資料1 要求水準書	63	63	第9章 4 (2) ③	納付金及び販売手数料	納付金は各事業年度の売上を対象として、当該事業年度最終日の翌月末までに本町に納付するものとする。	納付金は各事業年度の売上を対象として、当該事業年度最終日の翌々月末までに本町に納付するものとする。
4	資料2 サービス対価の算定方法及び支払い方法	3	3	2 (2)	サービス対価A3の算定方法	割賦手数料は基準金利とPFI事業者の提案スプレッドの合計とし、提案価格の計算に使用する基準金利は、募集要項等の公表日（令和8年9月14日）の金利を用いることとする。実際に支払うサービス対価A3の基準金利は、引渡し日（金融機関の営業日でない場合には、その前営業日）の午前10時30分に公表されるRefinitiv(登録商標)より提供されている東京スワップレファレンスレート(TONA参照)としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの(円／円)金利スワップレートを用いて改定し、確定する。ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において、「基準金利0%」と読み替えるものとする。この場合において、スプレッドについては、応募時に提案された利率とし、改定の対象としないものとする。ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において、「基準金利0%」と読み替えるものとする。この場合において、スプレッドについては、応募時に提案された利率とし、改定の対象としないものとする。	割賦手数料は基準金利とPFI事業者の提案スプレッドの合計とし、提案価格の計算に使用する10年ものの基準金利（以下、「10年基準金利」という。）は、募集要項等の公表日（令和8年9月14日）の金利を用いることとする。実際に支払うサービス対価A3の10年基準金利は、引渡し日（金融機関の営業日でない場合には、その前営業日）の2営業日前の午前10時30分に公表されるRefinitiv(登録商標)より提供されている東京スワップレファレンスレート(TONA参照)としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース10年もの(円／円)金利スワップレートを用いて改定し、確定する。ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において、「基準金利0%」と読み替えるものとする。この場合において、スプレッドについては、応募時に提案された利率とし、改定の対象としないものとする。ただし、当該10年基準金利がマイナスの場合、本事業において、「10年基準金利0%」と読み替えるものとする。この場合において、スプレッドについては、応募時に提案された利率とし、改定の対象としないものとする。
5	資料2 サービス対価の算定方法及び支払い方法	4	4	3	事業費の支払方法 表3 A3	・PFI事業者は、各事業年度の各四半期終了後30日以内に本町にサービス対価A3の請求書を提出する。 ・本町は、請求書受理日から30日以内にサービス対価A3を支払う。	・PFI事業者は、各事業年度の各四半期終了日の前月末日までに本町にサービス対価A3の請求書を提出する。 ・本町は、請求書受理日から30日以内にサービス対価A3を支払う。
6	資料2 サービス対価の算定方法及び支払い方法	4	4	3	事業費の支払方法 表3 B	・PFI事業者は、各事業年度の各四半期終了後30日以内に本町にサービス対価Bの請求書を提出する。 ・本町は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Bを支払う。	・PFI事業者は、各事業年度の各四半期終了日の前月末日までに本町にサービス対価Bの請求書を提出する。 ・本町は、請求書受理日から30日以内にサービス対価Bを支払う。
7	資料2 サービス対価の算定方法及び支払い方法	6	6	4 (1) ア	金利変動に基づく改定（サービス対価A3の見直し） （引渡し時における改定）	応募時に使用する基準金利と施設の引渡し日（金融機関の営業日でない場合には、その前営業日）における基準金利に差が生じた場合においては、本町又はPFI事業者は、施設費等の一部を町が割賦で支払うことによって必要な割賦手数料の変更を請求することができる。	応募時に使用する10年基準金利と施設の引渡し日（金融機関の営業日でない場合には、その前営業日）の2営業日前における10年基準金利に差が生じた場合においては、本町又はPFI事業者は、施設費等の一部を町が割賦で支払うことによって必要な割賦手数料の変更を請求することができる。
8	資料2 サービス対価の算定方法及び支払い方法	6	6	4 (1) ア	金利変動に基づく改定（サービス対価A3の見直し） （維持管理・運営期間中の改定）	令和24年4月1日（金融機関の営業日でない場合には、その前営業日）の基準金利について、応募時に使用する基準金利（引渡し時における改定を行った場合は、改定後の基準金利）との差が生じた場合においては、本町又はPFI事業者は、施設費等の一部を町が割賦で支払うことによって必要な割賦手数料の変更を請求することができる。	令和24年度における、引渡し時点の基準金利確定日の応当日（金融機関の営業日でない場合には、その前営業日）の5年ものの基準金利（以下、「5年基準金利」という。）について、引渡しの時点で確定する10年基準金利との差が生じた場合においては、本町又はPFI事業者は、施設費等の一部を町が割賦で支払うことによって必要な割賦手数料の変更を請求することができる。ただし、当該5年基準金利がマイナスの場合、本事業において、「5年基準金利0%」と読み替えるものとする。この場合において、スプレッドについては、応募時に提案された利率とし、改定の対象としないものとする。
9	資料2 サービス対価の算定方法及び支払い方法	7	7	4 (2)	サービス対価Bの改定方法	Is：前回改定年度の前年（初回の改定時に対しては令和12年）1月から12月までの指標の平均値	Is：前回改定年度の前年（初回の改定時に対しては令和8年）1月から12月までの指標の平均値

No.	書類名	改訂前ページ	改訂後ページ	項目番号	項目名	改定前	改定後
10	資料6 事業契約書その1（案）	4	4	第1章 第11条	契約の保証	PFI事業者は、本事業契約①の本契約の締結と同時に、建設業務（土木①）期間における本事業契約①に基づく義務の履行を保証するため、サービス対価A1及びサービス対価A3（サービス対価の詳細は、別紙4記載のとおり。以下、各サービス対価について同じ。）の合計金額の100分の10に相当する額を契約保証金として納付しなければならない。	PFI事業者は、本事業契約①の本契約の締結と同時に、建設業務（土木①）期間における本事業契約①に基づく義務の履行を保証するため、サービス対価A1及びサービス対価A3（サービス対価の詳細は、別紙4記載のとおり。以下、各サービス対価について同じ。）の合計金額から割賦手数料を除いた金額の100分の10に相当する額を契約保証金として納付しなければならない。
11	資料6 事業契約書その1（案）	29	29	第9章第4節 第87条第1項12号	本必須施設引渡し前のPFI事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	⑥ 本事業契約①に係る委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「委託契約等」という。）の締結に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と委託契約等を締結したと認められるとき。	⑥ 本事業契約①に係る委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「委託契約等」という。）の締結に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と委託契約等を締結したと認められるとき。
12	資料6 事業契約書その1（案）	29	29	第9章第4節 第87条第1項12号	本必須施設引渡し前のPFI事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	⑦ 本事業契約①に係る委託契約等の締結に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、町がPFI事業者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、PFI事業者がこれに従わなかったとき。	⑦ 本事業契約①に係る委託契約等の締結に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、町がPFI事業者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、PFI事業者がこれに従わなかったとき。
13	資料6 事業契約書その1（案）	31	31	第9章第5節 第91条第1項3号	本必須施設引渡し以後のPFI事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	PFI事業者の責めに帰すべき事由により、第74条の規定に基づき町がPFI事業者による任意提案施設事業の全部又は一部を終了させることができるとき。	PFI事業者の責めに帰すべき事由により、第75条の規定に基づき町がPFI事業者による任意提案施設事業の全部又は一部を終了させることができるとき。
14	資料6 事業契約書その1（案）	32	32	第9章第5節 第91条第1項12号	本必須施設引渡し以後のPFI事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	⑥ 本事業契約①に係る委託契約等の締結に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と委託契約等を締結したと認められるとき。	⑥ 本事業契約①に係る委託契約等の締結に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と委託契約等を締結したと認められるとき。
15	資料6 事業契約書その1（案）	32	32	第9章第5節 第91条第1項12号	本必須施設引渡し以後のPFI事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	⑦ 本事業契約①に係る委託契約等の締結に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、町がPFI事業者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、PFI事業者がこれに従わなかったとき。	⑦ 本事業契約①に係る委託契約等の締結に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、町がPFI事業者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、PFI事業者がこれに従わなかったとき。
16	資料6 事業契約書その1（案）	62	62	別紙9 第14条第2項7号	契約の解除	⑥ 本契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	⑥ 本契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
17	資料6 事業契約書その1（案）	62	62	別紙9 第14条第2項7号	契約の解除	⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く）において、町が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。	⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く）において、町が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
18	資料6 事業契約書その1（案）	74	74	別紙11	その他特定条件	1.（内容略） 1.（内容略） 2.（内容略） 3.（内容略） 4.（内容略） 5.（内容略） 6.本事業契約②が本事業契約②の規定により解除された場合には、本事業契約①も解除されるものとし、この場合の本事業契約①の取扱いについては、本事業契約①上の契約解除に係る各規定によるものとする。 7.（内容略） 8.（内容略）	1.（内容略） 2.（内容略） 3.（内容略） 4.（内容略） 5.（内容略） 6.（内容略） 7.本事業契約②が本事業契約②の規定により解除された場合には、本事業契約①も解除されるものとし、この場合の本事業契約①の取扱いについては、本事業契約②の解除事由の区分（PFI事業者の責めに帰すべき事由、町の責めに帰すべき事由、法令の変更等及び不可抗力事由に区分される。）に応じて、当該解除事由と同趣旨の解除事由を規定する条文に基づいて解除されたものとみなして、本事業契約①における契約解除に係る各規定に従って処理するものとする。 8.（内容略） 9.（内容略）

No.	書類名	改訂前ページ	改訂後ページ	項目番号	項目名	改定前	改定後
19	資料6 事業契約書その2（案）	8	8	第4章第2節 第27条1号	本工事（土木②・建築）の遅延の場合の措置	ア（内容略） イ（内容略） ウ（内容略）	①（内容略） ②（内容略） ③（内容略）
20	資料6 事業契約書その2（案）	17	17	第7章第2節 第48条第1項11号	PFI事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	ア（内容略） イ（内容略） ウ（内容略） エ（内容略） オ（内容略） カ 本事業契約②に係る委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「委託契約等」という。）の締結に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と委託契約等を締結したと認められるとき。 キ 本事業契約②に係る委託契約等の締結に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、町がPFI事業者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、PFI事業者がこれに従わなかったとき。 ク（内容略）	①（内容略） ②（内容略） ③（内容略） ④（内容略） ⑤（内容略） ⑥ 本事業契約②に係る委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「委託契約等」という。）の締結に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と委託契約等を締結したと認められるとき。 ⑦ 本事業契約②に係る委託契約等の締結に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、町がPFI事業者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、PFI事業者がこれに従わなかったとき。 ⑧（内容略）
21	資料6 事業契約書その2（案）	40	40	別紙9 第2項	その他特定条件	2.本事業契約①が本事業契約①の規定により解除された場合には、本事業契約②も解除されるものとし、この場合の本事業契約②の取扱いについては、本事業契約②上の契約解除に係る各規定によるものとする。	2.本事業契約①が本引渡日までの間において本事業契約①の規定により解除された場合には、本事業契約②も解除されるものとし、この場合の本事業契約②の取扱いについては、本事業契約①の解除事由の区分（PFI事業者の責めに帰すべき事由、町の責めに帰すべき事由、法令の変更等及び不可抗力事由に区分される。）に応じて、当該解除事由と同趣旨の解除事由を規定する条文に基づいて解除されたものとみなして、本事業契約②における契約解除に係る各規定に従って処理するものとする。